

○水戸市公共掲示板設置要項

昭和55年5月26日

水戸市告示第55号

改正 平成4年9月28日告示第104号

平成7年10月31日告示第92号

平成9年2月12日告示第5号

令和4年5月30日告示第199号

注 平成7年10月から改正経過を注記した。

(目的)

第1条 この要項は、違反広告物をなくし、市内の美観風致を維持するため、広告、宣伝用張り紙等（以下「広告物」という。）を掲示できる水戸市公共掲示板（以下「掲示板」という。）の設置について必要な事項を定めることを目的とする。

（平7告示92・一部改正）

(設置)

第2条 掲示板を設置する場所は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 水戸市栄町1丁目54番地先
- (2) 水戸市宮町1丁目4番地先
- (3) 水戸市宮町1丁目107番地先

（平7告示92・平9告示5・令和4年告示199・一部改正）

(掲示できる者)

第3条 掲示板には、誰でも自由に広告物を掲示することができる。

（平7告示92・令和4年告示199・一部改正）

(掲出者の義務)

第4条 掲示板を利用する者（以下「掲出者」という。）は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 広告物は、画びょう等容易に取り外せるもので掲示すること。
- (2) 掲示枚数は、同一掲出者につき一掲示板1枚とすること。
- (3) 次のいずれかに該当したときは、速やかに掲示した広告物を取り外すこと。

ア 当該広告物に係る目的を達成したとき。

イ 当該広告物を掲示した日から起算して14日を経過したとき。

（平7告示92・令4年告示199・一部改正）

(禁止広告物及び行為)

第5条 掲出者は、次の各号に掲げる広告物を掲示してはならない。

- (1) 広告物の大きさが0.5平方メートルを超えるもの

- (2) 他人の名誉を毀損し、又は侮辱するおそれのあるもの
 - (3) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）その他法令に違反するもの
 - (4) 劇場、映画館等常設興行の営業用ポスター
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が不適当と認めるもの
- 2 掲出者は、次の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない。
- (1) 既に掲示されている他の広告物に重ねて掲示すること。
 - (2) 既に掲示されている他の広告物を無断で取り外すこと。
 - (3) 同一内容の広告物を継続して掲示すること。

（平7告示92・令和4年告示199・一部改正）

（管理）

- 第6条 掲示板の維持管理は、水戸市又は水戸市が委託した者（以下「管理者」という。）が行う。
- 2 管理者は、掲示を確認した日から14日以上経過した広告物を取り外す。ただし、管理上特別の必要があると認めるときは、隨時取り外すことができる。
- 3 管理者は、掲示板を常に良好な状態に維持管理しなければならない。

（令4年告示199・一部改正）

（違反に対する措置）

- 第7条 管理者は、この要項に違反した広告物を発見したときは、直ちに取り外すことができる。
- （平7告示92・令和4年告示199・一部改正）

（賠償責任）

- 第8条 故意又は重大な過失により掲示板を損傷した者（以下「損傷者」という。）は、これを原状に復さなければならない。
- 2 損傷者が、前項の義務を履行しないときは、管理者がこれを履行し、その費用は損傷者の負担とする。

付 則

この要項は、公布の日から施行する。

付 則（平成4年9月28日告示第104号）

この要項は、平成4年10月1日から施行する。

付 則（平成7年10月31日告示第92号）

この要項は、公布の日から施行する。

付 則（平成9年2月12日告示第5号）

この要項は、公布の日から施行する。

付 則（令和4年5月30日告示第199号）

（施行期日）

この要項は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要項の施行の際、現に水戸市公共掲示板設置要項第1条に規定する掲示板に掲示されている同条に規定する広告物に係る改正後の第4条第3号イの規定の適用については、同号イ中「当該広告物を掲示した日」とあるのは、「水戸市公共掲示板設置要項の一部を改正する要項（令和4年水戸市告示第199号）の施行の日」とする。